

専決処分書

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第7号）について、特に緊急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月29日

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久